

令和 6 年度

# 事業概要



福井県総合福祉相談所



# 目 次

## I 福井県総合福祉相談所の概要

1	総合福祉相談所の所在地	1
2	総合福祉相談所が有する機能および施設	1
3	組織図	1
4	職員構成	2
5	業務内容	3
6	沿革	6

## II 令和5年度業務統計

1	身体障がい者更生相談	
(1)	身体障がい者更生相談件数	8
(2)	令和5年度更生相談実施状況	9
(3)	身障相談受付件数の推移	9
(4)	自立支援医療（更生医療）の給付判定	10
①	腎機能障がい	11
②	心機能障がい	11
(5)	補装具費支給判定	12
	補装具費支給判定件数の推移（内容詳細別）	13
(参考)	身体障害者手帳所持状況（障がい区分・障がい等級別）	14
2	知的障がい者更生相談部門業務実績	
(1)	知的障がい者更生相談・判定	15
(2)	療育手帳判定・交付状況	16
(3)	障害者総合支援法関係の研修等実施状況	22
3	精神保健福祉相談部門業務実績	
(1)	技術指導および技術援助	23
(2)	教育研修	23
(3)	普及啓発	24
(4)	精神保健福祉相談	25
(5)	組織育成	31
(6)	特定相談指導事業	31
(7)	ひきこもり地域支援センター事業	31
(8)	精神医療審査会	32
(9)	精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療受給者証(精神通院)交付者数	33
(10)	精神科救急情報センター	35



# I 福井県総合福祉相談所の概要

## I 総合福祉相談所の所在地

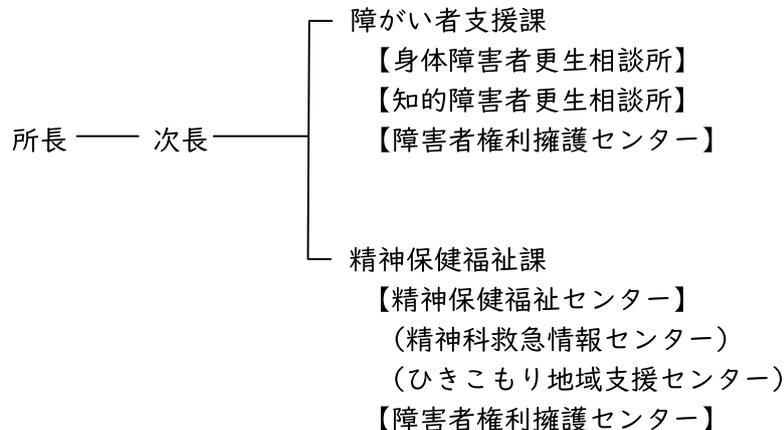
〒910-0026 福井市光陽2丁目3-36 TEL 0776-24-5135(代表)  
FAX 0776-24-8834

障がい者支援課	0776-24-7311
精神保健福祉課	0776-24-5135
こころの相談専用	0776-26-4400
救急情報センター相談専用	0776-63-6899
退院請求専用	0776-26-5300
虐待通報専用	0776-24-5142

## 2 総合福祉相談所が有する機能および施設

- ・「身体障害者福祉法（第11条 第1項）」に基づく身体障害者更生相談所
- ・「知的障害者福祉法（第12条 第1項）」に基づく知的障害者更生相談所
- ・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（第6条）」に基づく精神保健福祉センター  
（愛称：ホッとサポートふくい）  
（その他：精神科救急情報センター・ひきこもり地域支援センター・精神科病院における虐待通報専用窓口）
- ・「障害者虐待防止法（第36条 第1項）」に基づく障害者権利擁護センター

## 3 組織図



## 4 職員構成

R6.4.1現在

職種	専任	兼務	嘱託・ 会計年度任用 職員	合計	
総合福祉相談所 所長	1	0	0	1	
〃 次長	1	0	0	1	
障がい者支援課長	0	1	0	1	
身更相 担当	身体障害者福祉司（ケースワーカー）	0	1	0	1
	看護師	0	1	0	1
	心理判定員	0	2※1	0	2
	理学療法士	1	1※2	0	2
	医師（整形・外科・耳科・眼科・内科）	0	7※3	4	11
知更相 担当	知的障害者福祉司（ケースワーカー）	0	1	0	1
	看護師	0	1	0	1
	心理判定員	1	2※1	0	3
	医師（精神科）	0	1※3	2※4	3
精神保健福祉課長	0	1	0	1	
精神 相談 担当	保健師	2	0	0	2
	精神保健福祉士	0	1※1	0	1
	臨床心理技術者	3	0	0	3
	事務	0	3	1	4
	医師（精神科）	0	1※3	4※5	5
	精神保健相談員	0	0	2	2
	精神科救急情報センター	0	0	6※6	6
	ひきこもり支援コーディネーター	0	0	2	2
	精神科虐待防止相談員	0	0	1	1
障がい者権利擁護センター	0	(11)※7	0	(11)	
計		25	22	—	

※1. 課長職と兼務

※2. こども療育センターと兼務

※3. 県立病院と兼務

※4. 内1名精神相談と兼務

※5. 内1名知更相と兼務

※6. 常時1名配置

※7. 事務除く課員9名が兼務

## 5 業務内容

### (1) 障がい者支援課

#### [身体障がい者相談部門]

##### ア 専門的な相談および判定

- ・ 18歳以上で身体障がいの軽減や改善を目的とした自立支援医療給付（更生医療）に関する医学的相談および判定
- ・ 車いす、装具、補聴器等の補装具に関する相談および医学的判定
- ・ 身体障害者手帳交付、等級変更についての相談および医学的診断
- ・ 身体障がい者に関する職業、生活、年金等についての相談

##### イ 市町や障害福祉サービス事業所等への支援

- ・ 市町や施設等に対する専門的技術的援助および助言、研修等の実施
- ・ 必要な情報の収集や提供等
- ・ 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき市町が行う介護給付等に関する意見書等交付
- ・ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所等への研修の実施

##### ウ 相談方法

###### (ア) 来所相談・判定

- ・ 月曜日から金曜日の8時30分から17時15分（医師による医学的相談を除く）原則予約制
- ・ 義肢・装具・姿勢保持装置判定は、原則として毎月第2金曜日14時から16時にリハビリテーション科医師が医学的判定を実施（完全予約制）

###### (イ) 定例相談・判定

- ・ 公立小浜病院において、原則として以下の通り相談・判定を実施。  
耳鼻科：毎月第3金曜日の11時00分から12時まで（原則予約制）  
整形外科部門：毎月第3金曜日の13時から15時まで（原則予約制）  
眼科：毎月第1木曜日の14時30分から15時分まで（原則予約制）

###### (ウ) 訪問による相談・判定

- ・ 障がい状況等を考慮し、家庭・病院・施設等を訪問して補装具の相談・判定を実施

#### [知的障がい者相談部門]

##### ア 専門的な相談および判定

- ・ 18歳以上の知的障がい者にかかる療育手帳の要否判定、程度判定および交付
- ・ 「重度心身障害者（児）医療無料化対策事業」の適用に関する要否判定
- ・ 障害者総合支援法等に基づく福祉サービス利用に関する相談・判定
- ・ 家庭や地域における生活上の問題等に関する相談
- ・ 職業相談および職親委託に関する相談・判定
- ・ 各種証明書の発行（例：障害基礎年金の申請に必要な「受診状況等証明書」の交付、診断書作成等に活用する「知能検査等結果資料」の交付等）

##### イ 市町・障害福祉サービス事業所等への支援

- ・ 市町や施設等に対する専門的技術的援助および助言、研修等の実施
- ・ 「障害者総合支援法」に基づき市町が行う介護給付等に関する意見書等交付
- ・ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所等への研修の実施

## ウ 相談方法

### (ア) 来所相談・判定

- ・月曜日から金曜日の8時30分から17時15分（原則予約制）
- ・療育手帳新規交付判定に伴う医学的判定については直接問い合わせ（完全予約制）

### (イ) 定例相談・判定

- ・公立小浜病院において、原則毎月第3金曜日の13時から15時まで、療育手帳新規交付に伴う医学的判定を実施（完全予約制）

### (ウ) 巡回相談・判定

- ・地理的状况を考慮し市町を巡回し、療育手帳の相談・判定を実施

### (エ) 訪問による相談・判定

- ・障がい状況等を考慮し病院、施設等を訪問して療育手帳の相談および判定を実施

## (2) 精神保健福祉課

### [精神障がい者保健福祉相談部門]

#### ア 精神保健福祉業務

##### (ア) 技術指導および技術援助

- ・各健康福祉センター、市町等関係機関に対する積極的な技術指導および援助等

##### (イ) 教育研修

- ・各健康福祉センター、市町、社会復帰施設、障害福祉サービス事業所等の関係機関等の職員等に対する専門的研修等の教育研修の実施等

##### (ウ) 普及啓発

- ・精神保健福祉の知識、精神障がいについての正しい知識、権利擁護等に関する普及啓発、各健康福祉センター、市町の普及啓発活動に対する協力、指導、援助等

##### (エ) 調査研究

- ・地域精神保健福祉活動等に関する調査研究および統計資料の収集整備、関係機関への効果的な資料提供等

##### (オ) 精神保健福祉相談

- ・精神保健福祉に関する相談および指導のうち複雑または困難な相談の実施（原則来所）
- ・相談内容：精神保健福祉全般の相談（心の健康相談・精神医療に係る相談・社会復帰相談・アルコール・薬物・思春期・認知症等）

##### (カ) 組織育成

- ・精神保健に関連した家族会、患者本人の会、社会復帰事業団体など県単位の組織の育成
- ・各健康福祉センター、市町等地区単位での組織の活動への協力等

##### (キ) 精神医療審査会

- ・精神病院に入院している精神障がい者の入院の要否および処遇の適否について専門的かつ独立的な機関として審査等

##### (ク) 自立支援医療費（精神通院）および精神障害者保健福祉手帳判定

- ・精神障がい者の自立支援医療費の適用に関する適否の判定および精神障害者保健福祉手帳の適否および程度判定

#### イ ひきこもり地域支援センター業務

- ・ひきこもり支援コーディネーターを配置し、ひきこもり相談への対応、フリースペースや親の会の運営、関係機関との連携体制強化に向けた協議会や研修等実施

ウ 精神科救急情報センター業務

- ・専用電話による24時間365日体制での精神医療相談を実施
- ・専用電話番号：0776-63-6899

エ 精神科病院における虐待通報専用窓口の運用

- ・県内に所在する精神科を有するすべてにおける業務従事者による入院患者への、虐待を発生した者からの県への虐待通報窓口を実施。
- ・専用電話番号：0776-24-5142
- ・専用メールアドレス：[fsbg@pref.fukui.lg.jp](mailto:fsbg@pref.fukui.lg.jp)

(3) 障がい者支援課・精神保健福祉課

[障がい者権利擁護センター業務]

ア 障害者虐待防止法に基づく虐待対応

- (ア) 使用者虐待の通報等の受理
- (イ) 労働局への報告
- (ウ) 市町への専門的助言、指導
- (エ) 広域的連絡調整等の実施
- (オ) 普及啓発活動

イ 市町・障害福祉サービス事業所等への支援

- ・障がい者虐待防止・権利擁護研修の実施
- ・その他障がい者虐待の防止等のために必要な支援を行うこと

## 6 沿革

昭和 11 年	5 月	少年指導相談所(児童相談所の前身)を福井市月見町に設置
昭和 23 年	5 月	中央児童相談所を福井市尾上上町(現在の松本 4 丁目)に設置
昭和 26 年	4 月	精神衛生相談所を県立精神病院に併設
昭和 29 年	4 月	中央児童相談所を福井市松本 4 丁目に新築移転
昭和 29 年	4 月	身体障害者更生相談所および身体障害者更生指導所(肢体不自由者更生施設)を福井市松本 1 丁目に設置
昭和 32 年	7 月	婦人相談所を売春防止法公布に伴い県庁内に設置
昭和 33 年	3 月	婦人相談所の庁舎を福井市月見町に新築 若草寮(婦人保護施設)を県立雲雀ヶ丘寮内(寮を一部転用)に開設
昭和 35 年	7 月	精神薄弱者更生相談所を身体障害者更生相談所等に併設
昭和 35 年	11 月	若草寮を婦人相談所に新築併設
昭和 41 年	4 月	精神薄弱者更生相談所を中央児童相談所に移転併設
昭和 47 年	4 月	精神衛生センターを県立精神病院に併設
昭和 51 年	11 月	婦人相談所、若草寮、中央児童相談所、精神薄弱者更生相談所を福井市光陽 2 丁目に新築移転
昭和 52 年	3 月	身体障害者更生相談所、身体障害者更生指導所を福井市光陽 2 丁目に新築移転、福井県総合福祉センター「若越あかりの園」(呼称)とする。
昭和 52 年	4 月	あかり福祉工場(身体障害者授産施設)を若越あかりの園に設置
昭和 57 年	4 月	機構改革により福井県福祉総合相談所若越あかりの園として統合
昭和 63 年	5 月	法律改正により、精神衛生センターを精神保健センターに名称変更
平成 4 年	4 月	福井県総合福祉相談所に名称変更
平成 5 年	4 月	機構改革により、福井県あかり福祉工場の機能を福井県身体障害者更生指導所に統合
平成 7 年	6 月	法律改正により精神保健センターを精神保健福祉センターに名称変更
平成 11 年	4 月	法律改正により精神薄弱者更生相談所を知的障害者更生相談所に名称変更
平成 12 年	4 月	法律改正により「福井県総合福祉相談所および福井県嶺南振興局敦賀児童相談所の設置に関する条例」に、身体障害者更生相談所および知的障害者更生相談所を規定する。
平成 16 年	3 月	身体障害者更生指導所を廃止 精神保健福祉センターの再整備により織協ビル 2 階に移転。 愛称「ホッとサポートふくい」の使用
平成 22 年	6 月	精神保健福祉センターに精神科救急情報センターを開設
平成 26 年	4 月	機構改革により総合福祉相談所に精神保健福祉センターの機能を統合
令和 元年	6 月	障害者支援課を「障がい者支援課」へ名称変更
令和 5 年	5 月	課の再編により、こども・女性支援課は、緊急対応課、家庭支援課、社会的養育課、女性支援課の 4 課体制とし、判定課は「心理判定課」、一時保護室は「一時保護課」へ名称変更

令和 5 年 10 月 一時保護所を福井市木田 3 丁目に新築移転  
 令和 6 年 4 月 機構改革により、児童相談部門、女性相談部門は、福井県児童・女性  
 相談所として福井市木田 3 丁目に新築移転  
 障がい者支援課は、障がい者支援課と精神保健福祉課の 2 課体制へ

	身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所機能	精神保健福祉センター機能
昭和 26. 4		福井県精神衛生相談所開設（福井県立精神病院に併設）
昭和 29. 4	身体障害者更生相談所および肢体身体障害者更生指導所（肢体不自由者更生施設）を福井市松本 1 丁目に設置 精神薄弱者更生相談所を身体障害者更生相談所に併設 精神薄弱者更生相談所を中央児童相談所（福井市松本 4 丁目）に移転・併設	
昭和 35. 7		
昭和 41. 4		
昭和 47. 4		精神保健衛生センター開設
昭和 51. 11	精神薄弱者更生相談所を中央児童相談所等とともに福井市光陽 2 丁目に新築移転 身体障害者更生相談所、身体障害者更生指導所（身体障害者更生施設）を福井市光陽 2 丁目に新築移転し、福井県総合相談所「若越あかりの園」（呼称）とする。 あかり福祉工場（身体障害者授産施設）を若越あかりの園に設置 機構改革により、障がい、児童等の機関を福井県福祉総合相談所「若越あかりの園」として統合	
昭和 52. 3		
昭和 52. 4		
昭和 57. 4		
昭和 63. 5		精神衛生法の一部改正により福井県精神保健センターに改称
平成 4. 4	福井県総合福祉相談所に名称変更 機構改革により、福井県あかり福祉工場（身体障害者授産施設）の機能を廃止	
平成 5. 4		
平成 7. 6		精神保健法の一部改正により福井県精神保健福祉センターに改称
平成 11. 4	法律改正により、精神薄弱者更生相談所を知的障害者更生相談所に名称変更	
平成 16. 3	福井県身体障害者更生指導所（身体障害者更生施設）を閉鎖	センター再編整備により織協ビル 2 階に移転、愛称「ホッとサポートふくい」の使用開始
平成 16. 4	知的障害者更生相談所業務を障害者相談課に移管し、身体障害者相談業務および知的障害者更生相談業務を一元化	
平成 22. 6		福井県精神科救急情報センター開設
平成 24. 10	福井県障害者権利擁護センター機能を附置	
平成 26. 4	機構改革により、精神保健福祉センターを総合福祉相談所に移転、障がい者に関する県の相談機関を一元化し、障害者支援課を設置。新たに福井県ひきこもり地域支援センター機能を附置	
令和 1. 6	障がい者支援課に名称変更	
令和 2. 4		福井県ひきこもり地域支援センター嶺南サテライトを若狭健康福祉センター内に設置
令和 6. 4		障がい者対策課を障がい者支援課と精神保健福祉課の 2 課体制へ 精神科病院における虐待通報専用窓口の設置

## Ⅱ 令和5年度業務統計

### Ⅰ 身体障がい者更生相談 (1) 相談件数

		来所相談	当所定例相談	来所相談累計	小浜定例相談	訪問相談	巡回相談累計	相談全体	
実人数		371	44	415	2	43	45	460	
相談内容	自立支援医療（更生医療）	157	0	157	0	0	0	157	
	補装具	214	44	258	1	43	44	302	
	身体障害者手帳	0	0	0	1	0	1	1	
	職業	0	0	0	0	0	0	0	
	施設	0	0	0	0	0	0	0	
	生活	0	0	0	0	0	0	0	
	結婚	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	
	計	371	44	415	2	43	45	460	
判定内容	医学的判定	371	44	415	2	41	43	458	
	心理学的判定	0	0	0	0	0	0	0	
	職能的判定	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	
	計	371	44	415	2	41	43	458	
判定書等交付件数	自立支援医療	157	0	157	0	0	0	157	
	補装具	義肢	0	10	10	0	0	0	10
		装具	2	33	35	0	3	3	38
		座位保持装置	0	1	1	0	7	7	8
		補聴器	178	0	178	1	0	1	179
		車椅子	34	0	34	0	7	7	41
		電動車椅子	0	0	0	0	21	21	21
		その他	0	0	0	0	3	3	3
		補装具小計	214	44	258	1	41	42	300
	身体障害者手帳	0	0	0	1	0	1	1	
	障害支援区分	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	
	計	371	44	415	2	41	43	458	

(2) 令和5年度更生相談実施状況

区分	実施場所	実施日	内容(科目)	相談件数
来所相談 (電話相談を含む)	総合福祉相談所	月～金曜日	更生医療・補装具	371
当所定例相談		毎月第2金曜日	義肢・装具・ 座位保持装置等	44
小計				415
小浜定例相談	公立小浜病院	各科月1回	整外/耳/眼	2
訪問相談	家庭、医療機関、 施設等	随時	補装具等	43
小計				45

(3) 身障相談受付件数の推移

	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度	
	来所	巡回								
更生医療	169	0	138	0	134	0	153	0	157	0
補装具	317	42	282	43	334	20	291	18	258	44
身障手帳	0	24	0	11	0	14	0	5	0	1
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	486	66	420	54	468	34	444	23	415	45
合計	552		474		502		467		460	

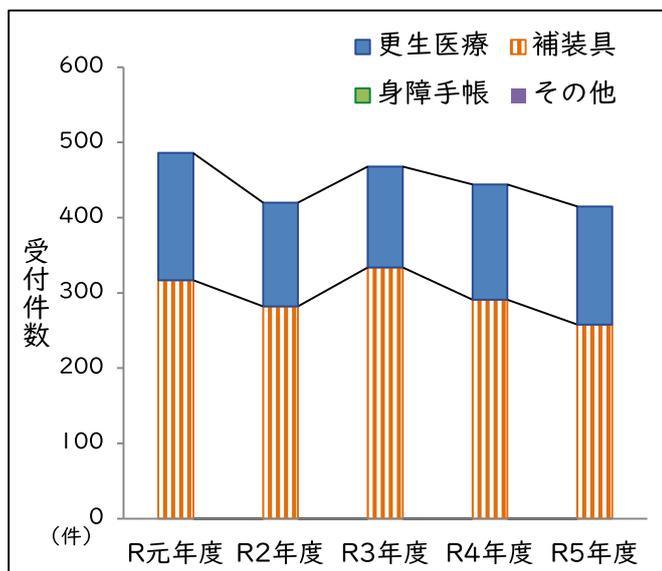


図1 来所相談の内容内訳

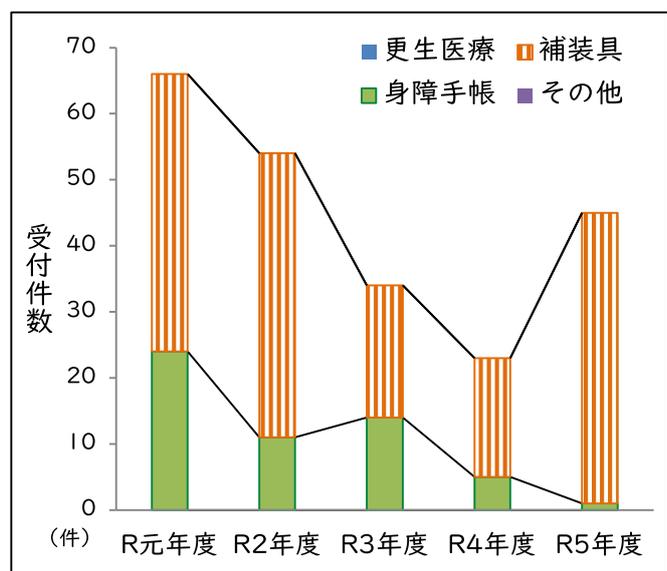


図2 巡回相談の内容内訳

R5年に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、巡回相談の中でも訪問相談の件数が増加した。

(4) 自立支援医療（更生医療）の給付判定

更生医療の判定件数の推移（内容別）

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
腎臓機能障がい	102	85	70	89	70
心臓機能障がい	28	25	34	30	49
肝臓機能障がい	2	1	2	3	2
肢体不自由	30	19	23	25	35
免疫機能障がい	6	8	5	4	1
その他	1	0	0	2	0
合計	169	138	134	153	157

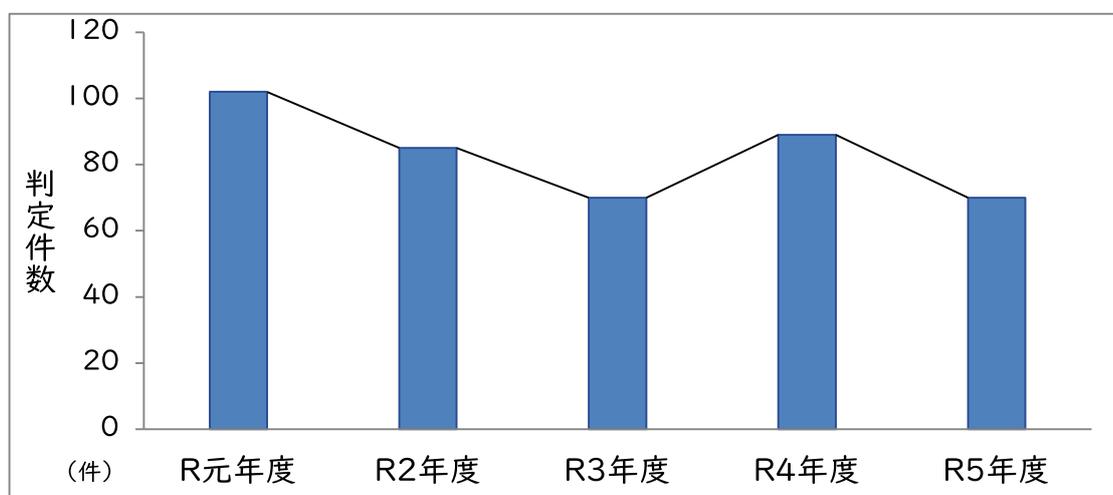


図3-1 更生医療判定件数の推移（腎臓機能障がい）

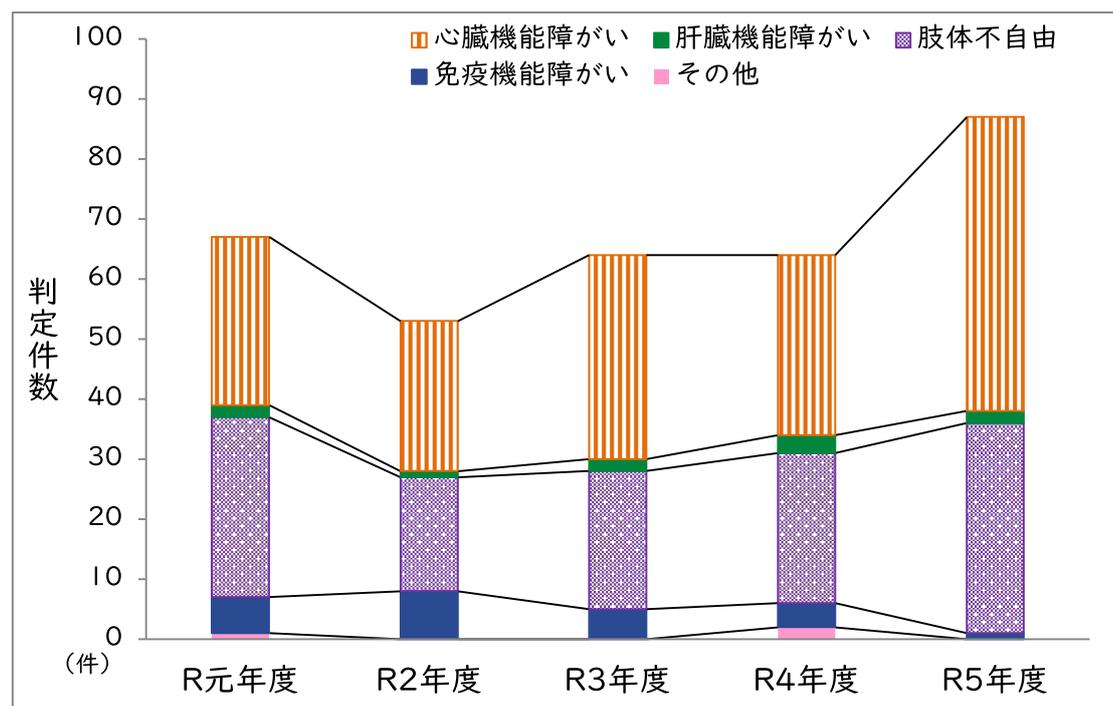


図3-2 更生医療判定件数の推移（腎臓機能障がい以外）

① 腎臓機能障がい

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
血液透析	77	68	57	70	55
腹膜透析	7	9	6	5	6
免疫抑制療法	4	1	2	2	0
腎移植	12	7	5	12	9
その他	2	0	0	0	0

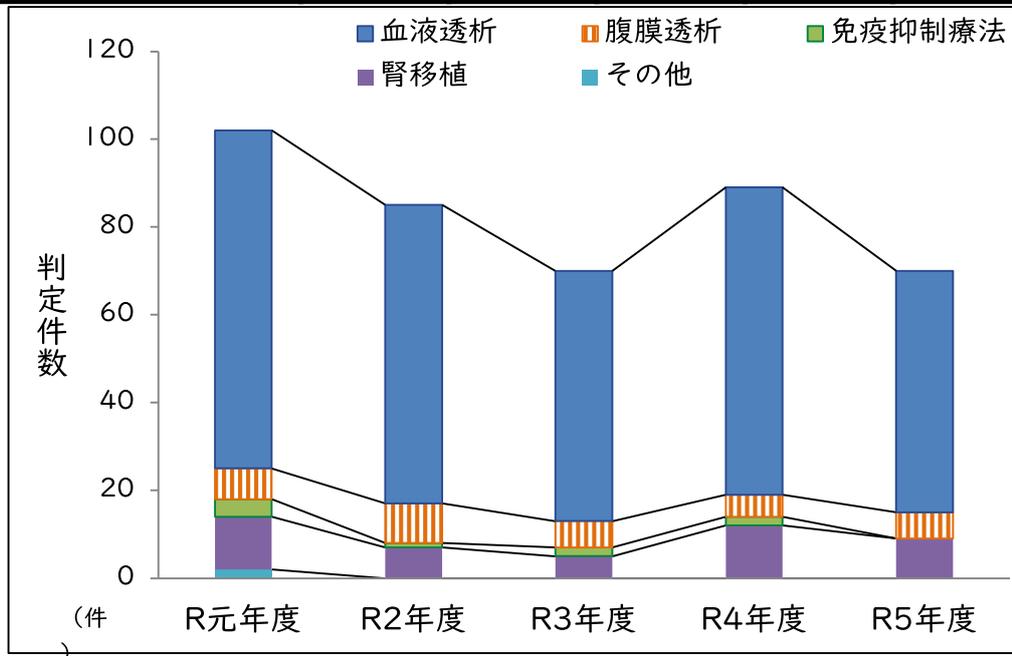


図4 腎臓機能障がい判定内訳

② 心臓機能障がい

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
弁置換・形成	2	2	7	4	4
ペースメーカー移植関連	23	22	25	22	41
動脈バイパス・形成	1	1	1	4	3
その他	2	0	1	0	1

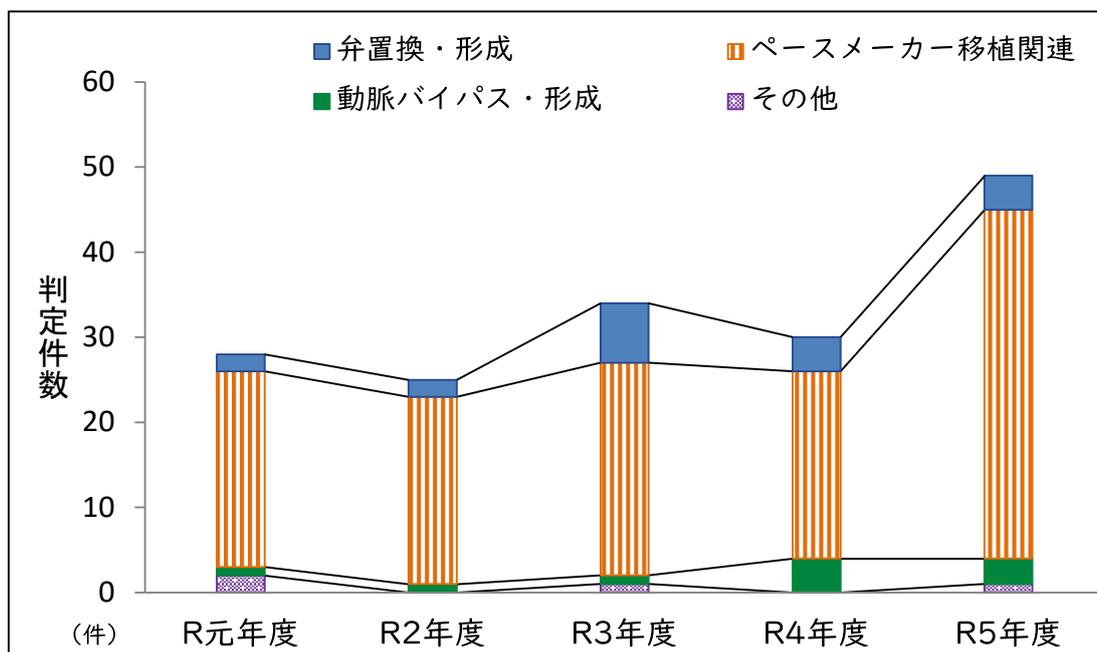


図5 心臓機能障がい判定内訳

(5) 補装具費支給判定

補装具費支給判定件数の推移（内容別）

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
義肢	8	11	12	5	10
装具	57	56	63	59	38
座位保持装置	17	17	18	11	8
補聴器	175	171	190	184	179
車椅子	68	48	51	38	41
電動車椅子	16	13	13	7	21
その他	7	5	6	4	3
合計	348	321	353	308	300

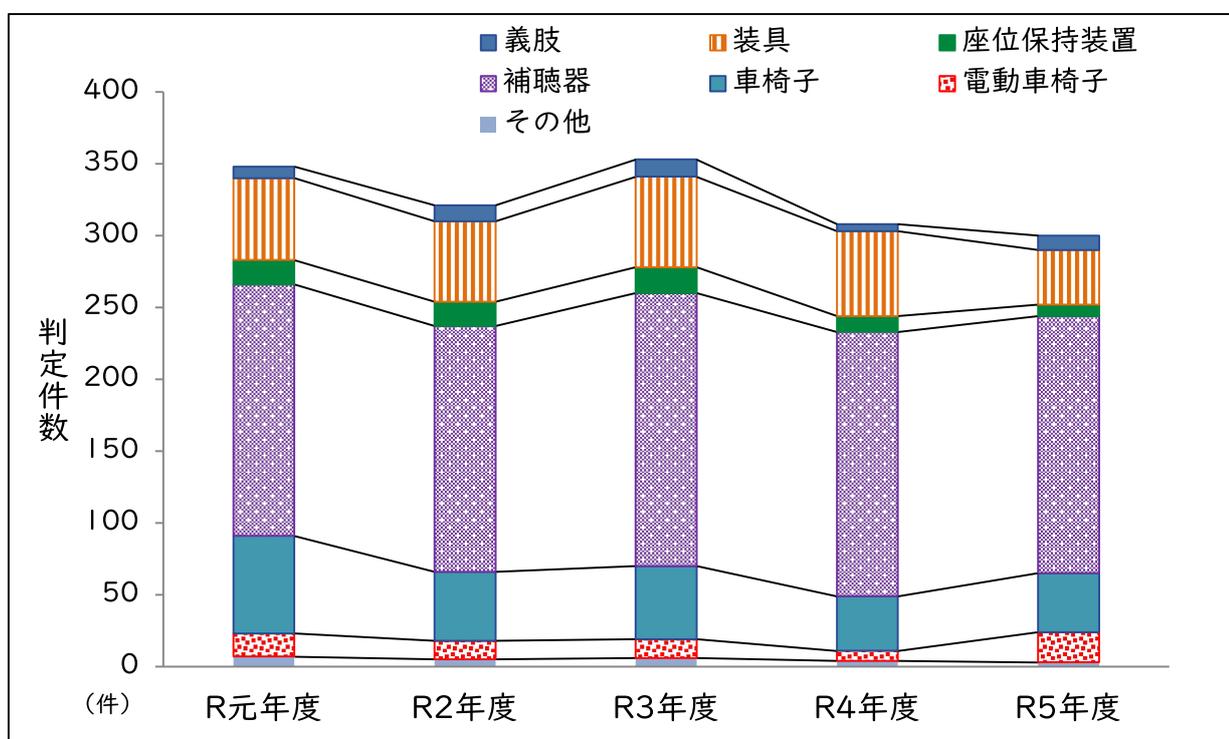


図6 補装具費支給判定件数の推移（内容別）

補装具費支給判定件数の約6割が補聴器判定で、大きな割合を占めた。  
その他には重度障害者用意思伝達装置等が含まれる。

補装具費支給判定件数の推移（内容詳細別）

（件）

			R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
整形外科	義肢	義手	骨格構造義手	0	0	1	0	1
			殻構造義手	1	0	2	1	1
		義足	骨格構造義足	6	11	8	4	4
			殻構造義足	1	0	1	0	4
	装具	下肢	長下肢装具	1	4	4	2	0
			膝装具	1	0	0	0	0
			短下肢装具	30	36	36	31	20
			足底装具	4	5	2	1	0
		靴型装具	14	7	8	19	12	
		体幹装具	1	1	4	1	3	
		上肢装具	2	1	3	1	0	
		その他	4	0	6	4	3	
	車椅子	車椅子	普通型	38	24	21	22	14
			手押し型	5	1	6	1	3
			リクライニング式普通型	0	0	1	0	0
			リクライニング式手押し型	2	4	2	1	6
			ティルト式普通型	2	0	1	0	0
ティルト式手押し型			0	1	4	0	1	
リクライニング・ティルト式普通型			1	4	4	2	3	
リクライニング・ティルト式手押し型			11	12	10	11	13	
片手駆動型			0	2	2	1	1	
特例車椅子			0	0	0	0	0	
特例手押し車椅子			0	0	0	0	0	
手動リフト式普通型			0	0	0	0	0	
車椅子_その他		9	0	0	0	0		
電動車椅子		簡易型（切替式）	5	9	5	3	10	
		普通型	1	0	1	1	6	
		リクライニング式普通型	0	0	0	0	0	
		電動リクライニング式普通型	0	0	0	0	0	
		電動リフト式普通型	0	1	0	0	0	
		電動ティルト式普通型	1	0	0	0	0	
		電動リクライニング・ティルト式普通型	4	3	5	2	4	
		ハンドル型	0	0	0	0	0	
		簡易型（アシスト式）	1	0	0	0	1	
	電動車椅子_その他	4	0	2	1	0		
整形外科合計			149	126	139	109	110	
耳鼻咽喉科	補聴器	高度難聴	ポケット型	16	6	5	7	4
		耳かけ型	129	125	135	137	146	
		重度難聴	ポケット型	6	1	3	1	1
		耳かけ型	15	28	27	34	22	
		耳あな型	2	3	7	4	5	
		骨導式	0	0	0	0	0	
		その他	7	8	13	1	1	
		耳鼻咽喉科合計			175	171	190	184

参考 身体障害者手帳所持状況（障がい区分・障がい等級別）

令和6年3月末日現在(人)

	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚	2,309	930	714	114	143	267	141
聴覚	3,157	115	619	375	892	8	1,148
平衡	29	3	2	4	2	18	0
音声・言語・そしゃく	356	32	29	180	115	0	0
上肢	5,463	1,914	1,454	722	620	424	329
下肢	9,865	686	987	2,637	4,246	786	523
体幹	1,846	457	665	434	18	272	0
運動機能障害(上肢)	225	160	24	19	13	6	3
運動機能障害(移動)	79	30	16	6	18	4	5
心臓	6,396	3,679	93	1,792	832	0	0
腎臓	2,092	1,789	20	251	32	0	0
呼吸器	710	236	14	354	106	0	0
膀胱・直腸	1,553	9	24	109	1,411	0	0
小腸	16	4	1	6	5	0	0
免疫	87	19	26	29	13	0	0
肝臓	87	64	10	3	10	0	0
計	34,270	10,127	4,698	7,035	8,476	1,785	2,149

(6) 障害者支援施設の入所調整

・令和5年度は、入所調整会議の後続の会議について検討した。

## 2 知的障がい者更生相談部門業務実績

### (1) 知的障がい者更生相談・判定

#### ①相談内容

	実人数 (注1)	相 談 内 容							計
		施 設	職 業 職 親	医 療 保 健	生 活	教 育	療 育 手 帳	その他 (注2)	
来 所	1,220	0	2	0	1	0	1,017	245	1,265
巡 回	97	0	0	0	0	0	95	2	97
計	1,317	0	2	0	1	0	1,112	247	1,362

#### ②判定内容

	実人数 (注1)	判 定 内 容				計
		医学的判定	心理学的判定	職能判定	その他	
来 所	1,220	26	1,923	0	0	1,949
巡 回	97	2	285	0	0	287
計	1,317	28	2,208	0	0	2,236

#### ③判定書等交付件数

	実人数 (注1)	判 定 書 等 交 付 件 数			計
		障害支援区分	療育手帳	その他 (注3)	
来 所	1,220	0	710	209	919
巡 回	97	0	95	0	95
計	1,317	0	805	209	1,014

(注1) 実人数：相談、判定、判定書等交付を通算した実人数

(注2) その他：警察や職業センター等からの情報提供依頼、ケース面接、ケース会議、障がい者虐待調査等

(注3) その他：情報提供依頼への回答書等

(2) 療育手帳判定・交付状況

①療育手帳交付者数状況

R6.3.31現在

	A1	A2	B1	B2	計
18歳未満	287	15	292	730	1,324
18歳以上	2,045	143	1,850	1,995	6,033
計	2,332	158	2,142	2,725	7,357
(割合)	31.7%	2.1%	29.1%	37.0%	100.0%

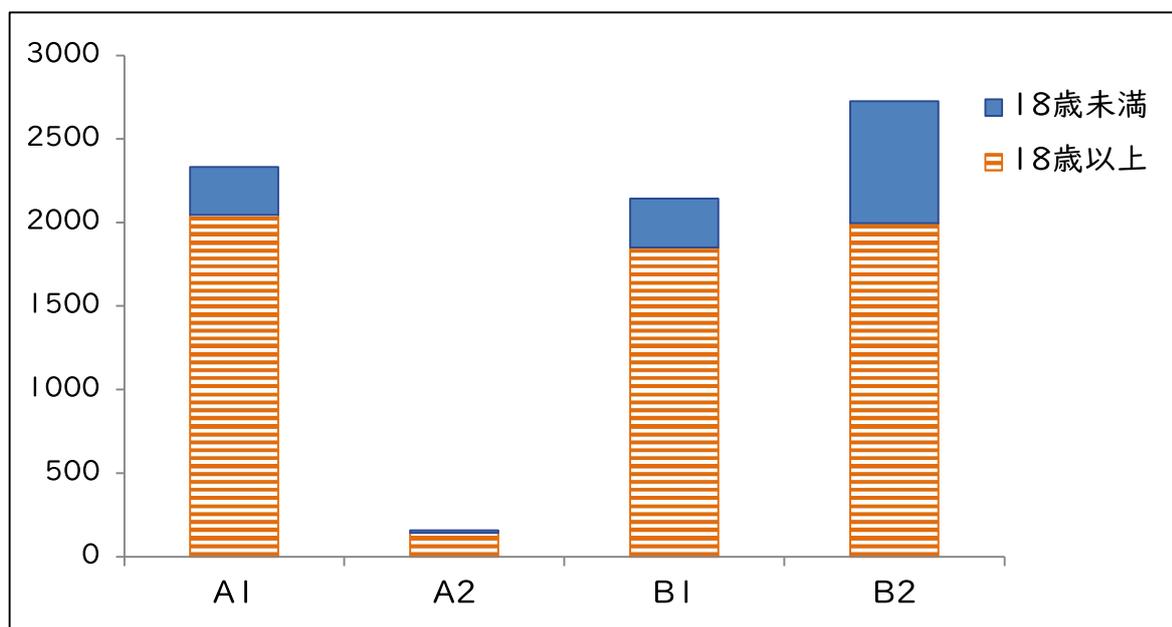


図1-1 年齢比による療育手帳交付状況 (R6.3.31現在)

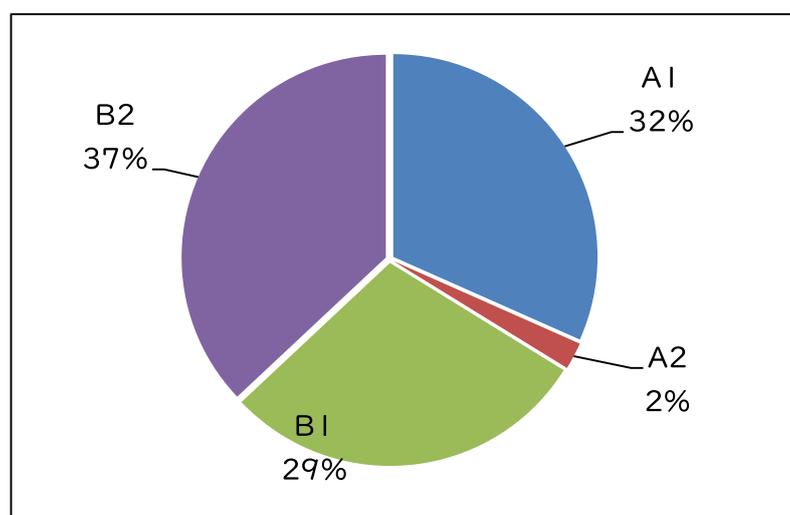


図1-2 等級による療育手帳交付状況 (R6.3.31現在)

※参考資料：知的障がい（療育手帳）総合判定基準表

区 分		判 定 内 容	障害程度
1種	A1	各種の診断の結果、知的障がいの程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「A」程度に該当するもの。	最重度 (概ね I Q 20以下) 重度
	A2	各種の診断の結果、知的障がいの程度が処遇上「中度」と判定され、合併障がいとして身体障害者福祉法に基づく障がい程度が1級、2級または3級に該当するものであって、日常生活において常時介護を要するもの。	重度 (合併症状)
2種	B1	各種の診断の結果、知的障がいの程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「B1」程度に該当するもの。	中度
	B2	各種の診断の結果、知的障がいの程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「B2」程度に該当するもの。	軽度
非該当		各種の診断の結果、知的障がいの程度が前各号に該当しないと判定したときは「非該当」とする。	

②療育手帳所持者数と前年度増減の推移 〈児童含む〉

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	1,031	1,059	1,069	1,212	1,224	1,324
18歳以上	5,642	5,744	5,869	5,862	5,991	6,033
計	6,673	6,803	6,938	7,074	7,215	7,357
前年度増減数	179	130	135	136	141	142

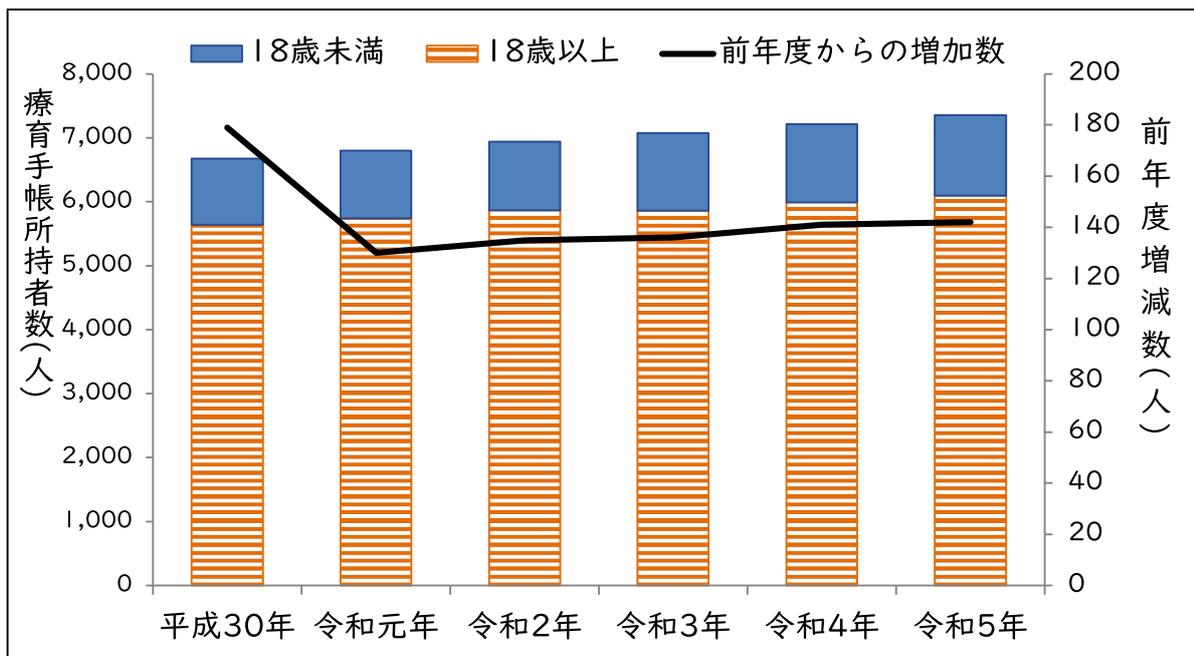


図2 療育手帳所持者数と前年度増減数の推移

福井県の療育手帳所持者数は、年々増加傾向である。

③援護実施市町別療育手帳交付数

ア 療育手帳交付数(市)

R6.3.31現在(人)

手帳程度 年 齡 援護	A1		A2		小計		B1		B2		小計		合計		総計
	18 歳 未 満	18 歳 以 上													
福井市	94	646	5	49	99	695	103	549	279	657	382	1,206	481	1,901	2,382
敦賀市	29	193	3	10	32	203	33	174	83	161	116	335	148	538	686
小浜市	11	80	1	4	12	84	12	77	22	68	34	145	46	229	275
大野市	6	121	0	8	6	129	9	109	21	111	30	220	36	349	385
勝山市	4	72	0	7	4	79	5	74	17	68	22	142	26	221	247
鯖江市	25	169	0	8	25	177	18	134	52	210	70	344	95	521	616
あわら市	10	72	0	8	10	80	7	84	33	79	40	163	50	243	293
越前市	40	196	3	13	43	209	42	208	72	194	114	402	157	611	768
坂井市	35	226	0	15	35	241	27	205	87	191	114	396	149	637	786
(市計)	254	1,775	12	122	266	1,897	256	1,614	666	1,739	922	3,353	1,188	5,250	6,438

イ 療育手帳交付数(町)

R6.3.31現在(人)

手帳程度 年 齡 援護	A1		A2		小計		B1		B2		小計		合計		総計
	18 歳 未 満	18 歳 以 上													
永平寺町	2	47	0	3	2	50	9	42	16	39	22	83	27	131	158
(福井計)	2	47	0	3	2	50	9	42	16	39	22	83	27	131	158
池田町	0	10	0	0	0	10	0	9	3	4	2	13	3	23	26
南越前町	8	30	1	5	9	35	6	23	7	33	15	57	22	91	113
(丹南計) (南越)	8	40	1	5	9	45	6	32	10	37	17	70	25	114	139
越前町	6	56	1	8	7	64	7	56	19	67	26	118	33	187	220
(丹南計) (丹生)	6	56	1	8	7	64	7	56	19	67	26	118	33	187	220
美浜町	5	28	0	1	5	29	4	25	5	29	7	54	14	83	97
高浜町	4	25	0	1	4	26	3	25	6	24	11	48	13	75	88
おおい町	1	29	0	1	1	30	3	15	3	22	5	37	7	67	74
若狭町	7	45	1	2	8	47	4	41	5	38	11	80	17	126	143
(三州・若狭計)	17	127	1	5	18	132	14	106	19	113	34	219	51	351	402
(町計)	33	270	3	21	36	291	36	236	64	256	99	490	136	783	919

ウ 療育手帳交付数(全県)

R6.3.31現在(人)

手帳程度 年 齡 援護	A1		A2		小計		B1		B2		小計		合計		総計
	18 歳 未 満	18 歳 以 上													
県計	287	2,045	15	143	302	2,188	292	1,850	730	1,995	1,021	3,843	1,324	6,033	7,357
	2,332		158		2,490		2,142		2,725		4,864		7,357		7,357

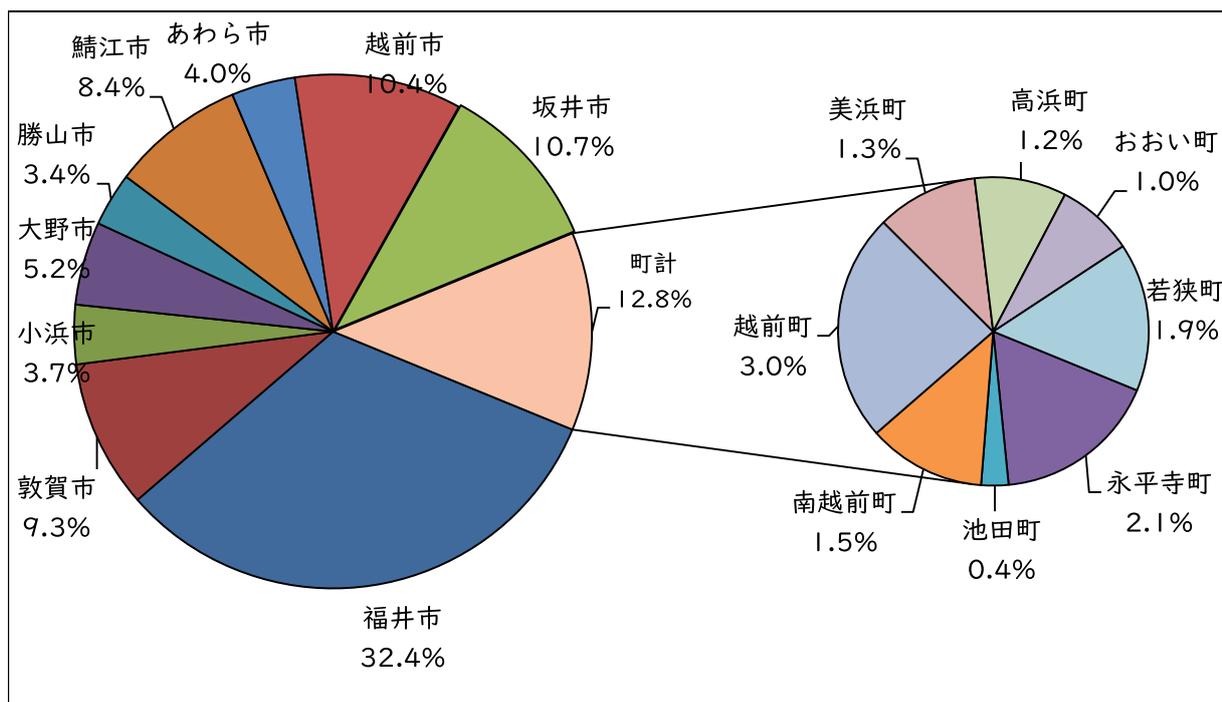


図3-1 援護実施市町別療育手帳所持者数（割合）

- ・福井市の所持者数は、全体の約3割を占めた。
- ・援護実施市の所持者数の総計は、全体の約9割を占めた。

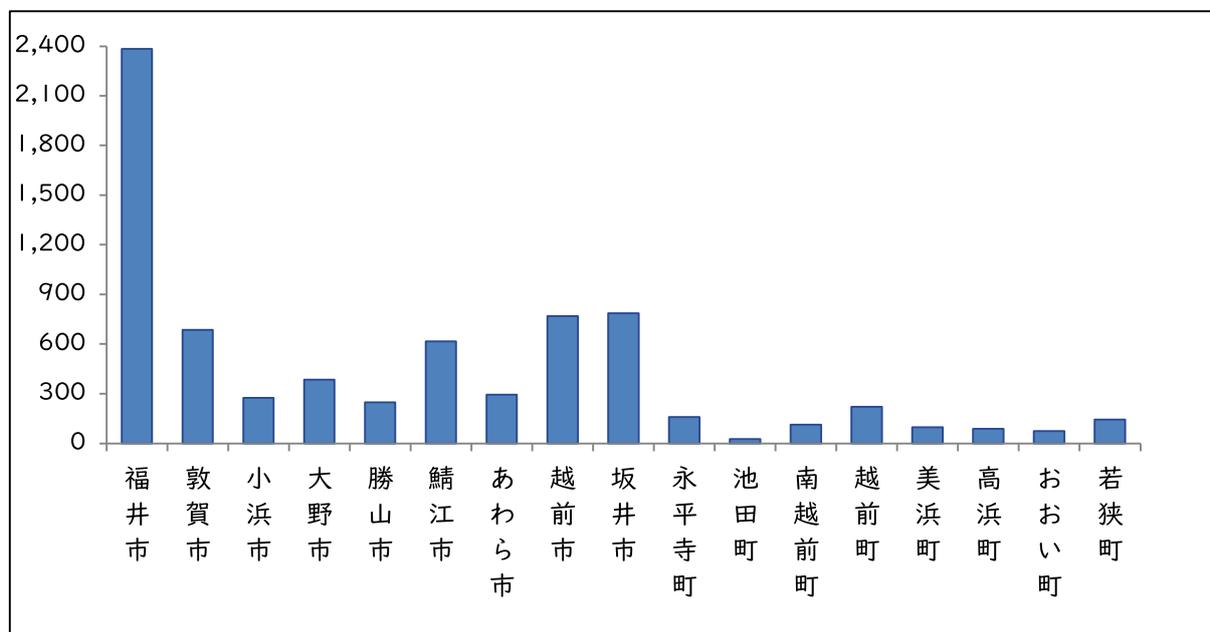


図3-2 援護実施市町別療育手帳所持者数（実数）

## ④年齢別療育手帳交付数

R6.3.31現在(人)

年齢	手帳程度				総計
	A1	A2	B1	B2	
0	0	0	0	0	0
1	0	0	0	0	0
2	1	0	0	0	1
3	1	0	4	9	14
4	5	1	14	24	44
5	7	0	23	34	64
6	13	1	12	33	59
7	22	1	25	36	84
8	14	2	14	35	65
9	21	1	16	36	74
小計	84	6	108	207	405
10	20	0	22	34	76
11	21	2	26	45	94
12	19	1	15	46	81
13	31	3	17	56	107
14	26	1	18	71	116
15	33	0	31	82	146
16	28	1	29	108	166
17	25	1	26	81	133
18	29	1	19	83	132
19	33	3	29	89	154
小計	265	13	232	695	1,205
20	19	1	29	95	144
21	32	3	38	69	142
22	44	2	37	65	148
23	35	2	30	58	125
24	45	0	30	69	144
25	37	0	42	68	147
26	49	2	43	48	142
27	50	2	28	55	135
28	38	4	45	60	147
29	56	0	41	71	168
小計	405	16	363	658	1,442
30	40	2	36	57	135
31	41	1	31	49	122
32	46	1	47	38	132
33	39	0	36	39	114
34	43	2	36	39	120
35	42	6	34	45	127
36	45	1	43	43	132
37	45	1	23	44	113
38	40	1	23	35	99
39	39	0	27	44	110
小計	420	15	336	433	1,204

年齢	手帳程度				総計
	A1	A2	B1	B2	
40	38	4	31	47	120
41	48	2	23	36	109
42	34	4	31	34	103
43	43	2	32	31	108
44	24	9	30	35	98
45	35	2	28	31	96
46	36	1	35	31	103
47	31	2	36	28	97
48	40	3	31	37	111
49	45	5	39	29	118
小計	374	34	316	339	1,063
50	38	3	27	36	104
51	48	2	44	27	121
52	46	7	31	17	101
53	42	1	26	34	103
54	29	1	28	26	84
55	28	3	36	19	86
56	23	3	31	22	79
57	16	4	20	20	60
58	27	3	24	22	76
59	20	3	31	12	66
小計	317	30	298	235	880
60	29	3	32	13	77
61	18	4	36	10	68
62	14	2	27	16	59
63	18	5	28	13	64
64	19	2	19	10	50
65	26	1	34	11	72
66	23	0	20	7	50
67	21	0	26	9	56
68	25	5	34	6	70
69	21	2	21	5	49
小計	214	24	277	100	615
70	27	2	27	2	58
71	21	2	13	7	43
72	19	2	20	6	47
73	25	1	17	6	49
74	19	2	14	4	39
75	20	1	14	6	41
76	18	0	15	1	34
77	14	1	7	2	24
78	3	0	8	2	13
79	6	1	11	4	22
80~	81	8	66	18	173
小計	253	20	212	58	543
総計	2,332	158	2,142	2,725	7,357

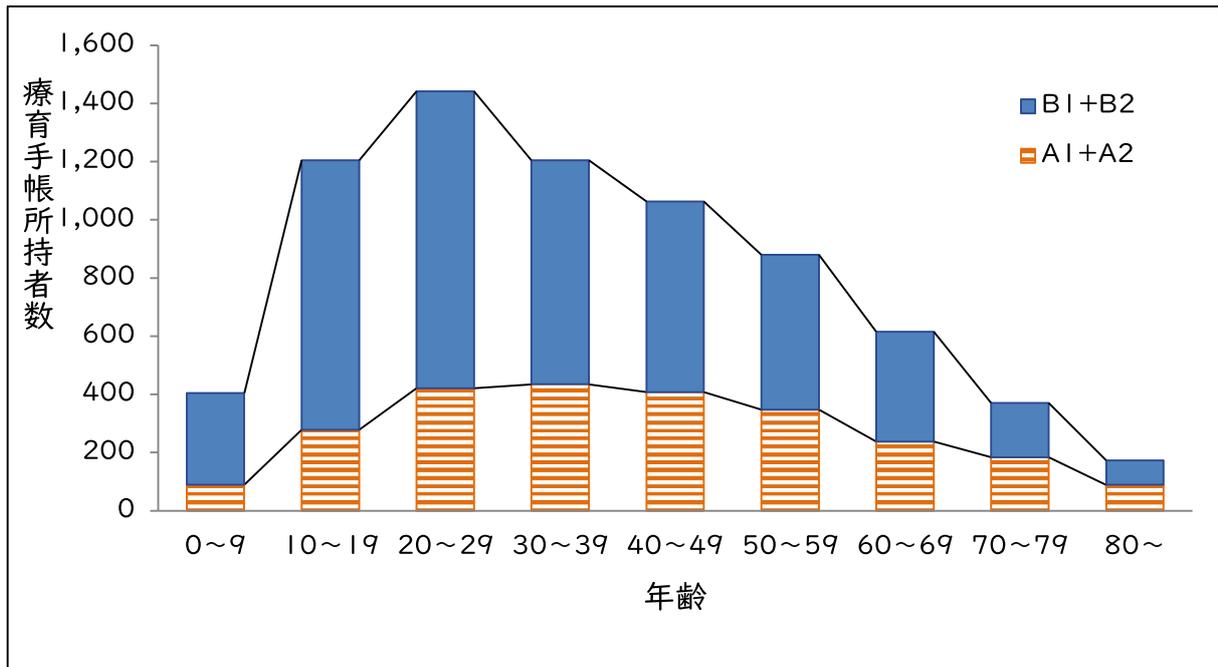


図4-1 各年齢層による療育手帳所持者数の分布

10歳単位ごとの年齢別療育手帳所持者数は、20歳～29歳でピークを迎えた後、ゆるやかに減少に転じた。

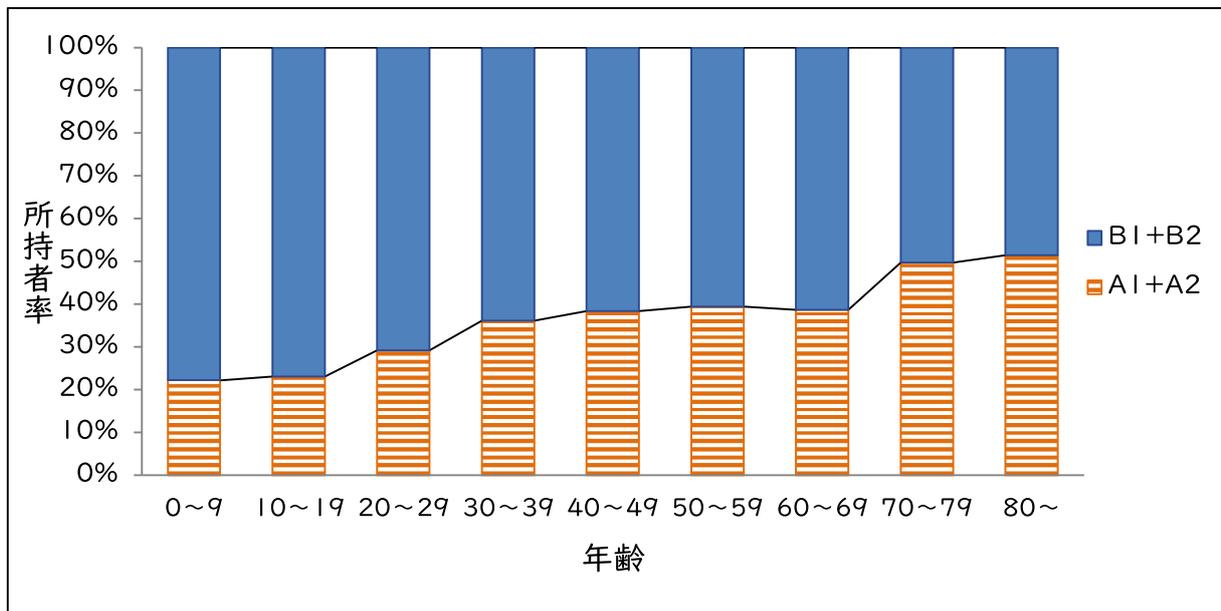


図4-2 各年齢層における療育手帳程度割合

各年齢層における療育手帳所持者数を100とした場合の手帳程度割合を、図4-2に示した。高齢化に伴い、全体に占める重度障害者(A1=重度知的障害/A2=中度知的障害+身体障害者手帳3級以上)の割合が増加した。

(3) 障害者総合支援法関係の研修等実施状況

研修名	日数	対象者	修了者数
相談支援従事者初任者研修	講義 Eラーニング	相談支援専門員またはサービス管理責任者等に従事する予定のある者 他	講義120人
	演習5日		演習70人
相談支援従事者現任者研修	講義 Eラーニング	相談支援専門員として現に従事する者もしくは今後従事予定の者	39人
	演習3日		
相談支援従事者主任研修	講義・演習 5日	相談支援専門員として現に従事する者であって、地域における中核的な役割を担う人材育成の取組を実施する予定の者	6人
相談支援従事者・サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者専門コース別研修(障害児支援)	2日	相談支援に従事している者のうち、相談支援従事者現任研修を受講していない者、基礎研修を受講した者のうち、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修を受講していない者 他	34人
強度行動障害研修(基礎)	2日 (2日程)	障害福祉サービス事業所等において知的障がい、精神障がいのある児者を支援対象とした業務に従事する者	1回目110人
			2回目91人
強度行動障害研修(実践)	2日	強度行動障害研修(基礎)修了者	105人
強度行動障害研修(フォローアップ)	1日	障害福祉サービス事業所等において知的障がい、精神障がいのある児者を支援対象とした業務の従事者・管理者等、または強度行動障がい研修(基礎)修了者で強度行動障がいのある方の支援経験者	講義+演習 20人 講義8人
障害支援区分認定調査員研修	個別学習	障害支援区分認定調査員等	40人
市町審査会委員研修	個別学習	市町審査会委員	31人
サービス管理責任者等基礎研修	共通講義1日	サービス管理責任者もしくは児童発達支援管理責任者として従事する予定の者	123人
	演習2日 (2日程)		
サービス管理責任者等更新研修	1日 (3日程)	サービス管理責任者もしくは児童発達支援管理責任者として現に従事する者	142人
サービス管理責任者等実践研修	講義+演習2日 (2日程)	基礎研修修了者かつ2年間の実務経験を満たしている者	94人
ファシリテーション研修(基礎)	講義・演習2日 WT会議・演習	相談支援専門員あるいはサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として現に従事する者	相談コース 9人
			サビ児管 コース4人

### 3 精神保健福祉相談部門業務実績

#### (1) 技術指導および技術援助

	技術指導・援助 延件数										
	老人 精神 保健	社会 復帰	アル コ ール	薬物	思 春 期	心 の 健 康 づ く り	ひ き こ も り	自 殺 関 連	犯 罪 被 害	その他	計
健康福祉 センター	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	4
市町	0	0	0	0	0	0	13	0	0	0	13
福祉事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療施設	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10
介護老人 保健施設	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
障害者 支援施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会福祉 施設	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4
その他	0	1	2	4	0	1	50	5	0	12	75
計	0	12	2	4	0	1	68	5	0	15	107

#### (2) 教育研修

##### ①項目別

	件数	人数
社会復帰	0	0
アルコール	0	0
思春期	0	0
心の健康づくり	3	94
ひきこもり	4	348
自殺関連	1	89
その他	13	256
計	21	787

##### ②研修等の実施状況

研修名	日時	参加者数
精神保健福祉従事者研修会（初任者）	令和5年6月14日（水）	関係機関職員等 97名
精神保健福祉従事者研修会（現任者）	令和5年12月13日（水）	関係機関職員等 59名
自殺対策専門研修会	令和5年9月29日（金）	関係機関職員等 89名

(3) 普及啓発

①精神保健福祉講演会

日時・場所	内容	参加者
令和5年7月14日(金) 福井県社会福祉センター オンライン開催併用	講演 「スマホ・ゲーム依存のメカニズムと対策」  スマホ依存防止協会 代表 磯村 毅 氏	288名
令和5年10月6日(金) 福井県社会福祉センター オンライン開催併用	講演 「みんなで統合失調症を学ぶ ～当事者や家族だけで悩まない社会に～」  東京都医学総合研究所 副所長 糸川 昌成 氏	94名
令和5年9月29日(金) 福井県自治会館	講演 「ハイリスク者との対話や支援の考え方」  医療法人 社団ゆうりん会 ゆうりんクリニック 精神科医 森川すいめい 氏	89名
令和5年11月22日(水) 福井県自治会館	講演 「“8050問題”の本当の原因とは？ 親子共倒れにならないために今できること？」  特定非営利活動法人・KHJ全国ひきこもり家族会連合会 副理事長 池上 正樹 氏	95名

②ストレス対策事業

	実施回数	利用者数
ストレスチェック	32回	1291名
(再掲) 出前講座時に実施	2回	57名

(4) 精神保健福祉相談

①精神保健福祉相談(年度別状況)

	29年度	30年度	元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談実人数	167	208	199	276	373	327	331
(新来)	72	118	96	162	214	145	133
所内相談 延人数	1,184	1,244	1,051	1,109	1,605	1,591	1,636
所外相談 延人数	95	77	68	115	92	117	125
電話相談 延人数	2,853	3,376	4,029	5,178	5,370	5,956	5,379
計	4,132	4,697	5,148	6,402	7,067	7,664	7,140

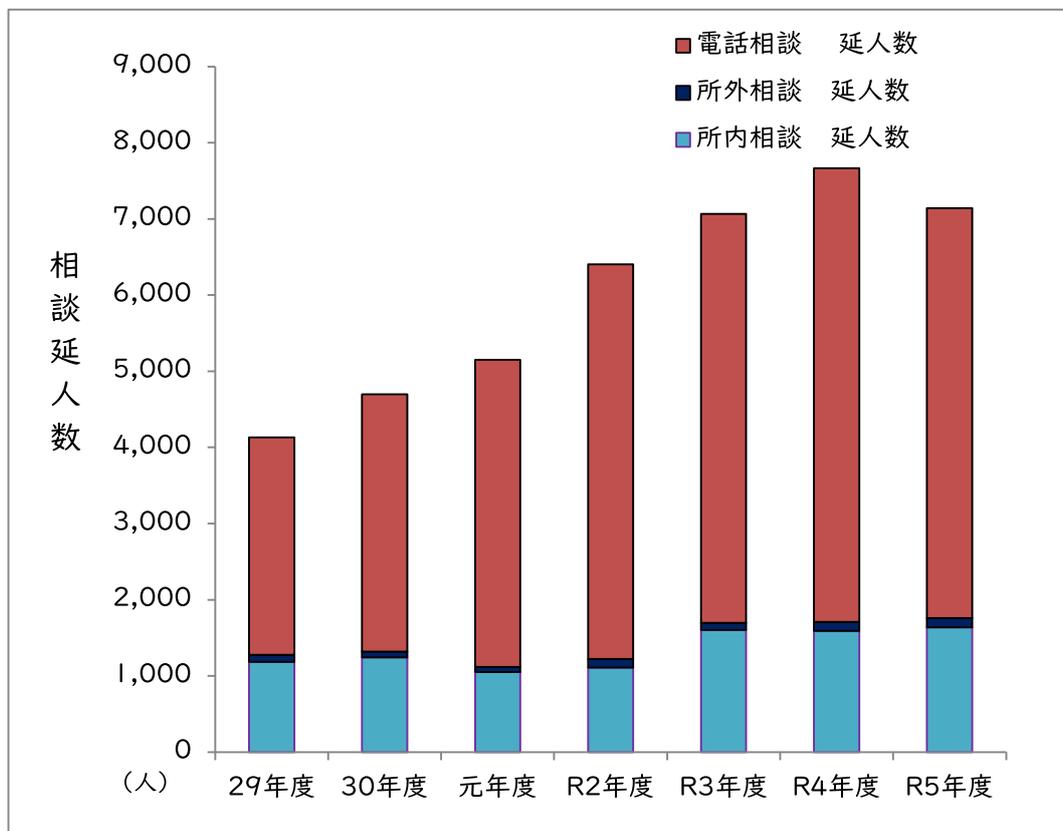


図1 相談件数の推移(相談手段別)

②相談者の性別（年度別状況）

男性

	29年度	30年度	元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談 実人数 (新来)	101 47	127 74	130 66	196 113	242 135	210 89	211 71
所内相談 延人数	911	922	853	877	1266	1221	1176
所外相談 延人数	34	18	50	102	76	93	104
電話相談 延人数	1,314	1,830	2,168	2,933	3,043	3,406	3,257
計	2,259	2,770	3,071	3,912	4,385	4,720	4,537

女性

	29年度	30年度	元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談 実人数 (新来)	66 25	81 44	69 30	80 49	131 79	117 56	120 62
所内相談 延人数	273	322	198	232	340	370	460
所外相談 延人数	61	59	18	13	16	24	21
電話相談 延人数	1,539	1,546	1,861	2,245	2,327	2,550	2,122
計	1,873	1,927	2,077	2,490	2,683	2,944	2,603

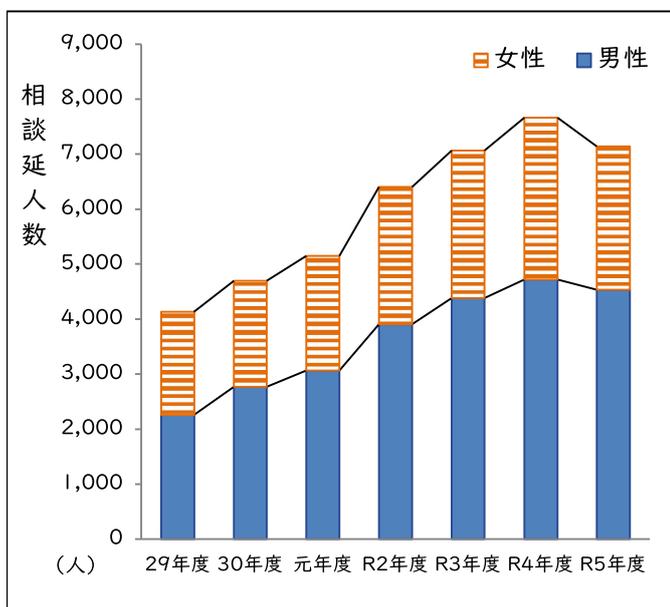


図2 相談件数の推移（男女別）

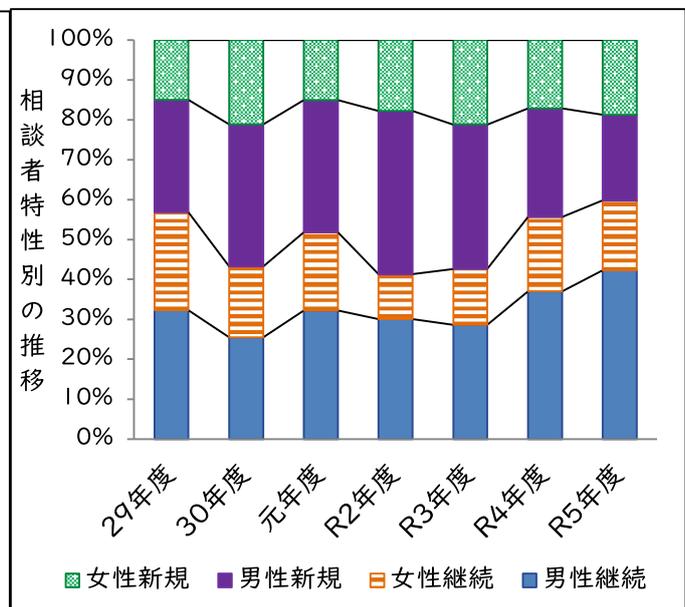


図3 相談者特性別の推移（男女別）

・相談件数の男女比は、平成26年度以降男性が上回っている。

③相談者の年齢分布

相談状況 年齢階層	30年度	元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
						男	女	合計	%
0～4歳	0	0	0	2	2	0	0	0	0.0%
5～9歳	0	1	2	3	0	0	0	0	0.0%
10～14歳	0	1	5	7	4	0	3	3	0.9%
15～19歳	25	19	19	27	20	12	2	14	4.2%
20～24歳	27	17	32	39	37	26	17	43	13.0%
25～29歳	36	25	39	42	36	29	5	34	10.3%
30～34歳	16	27	37	35	27	19	15	34	10.3%
35～39歳	22	17	31	40	38	33	10	43	13.0%
40～44歳	21	21	29	45	33	13	14	27	8.2%
45～49歳	20	18	20	36	21	19	5	24	7.3%
50～54歳	14	18	22	29	26	16	15	31	9.4%
55～59歳	15	16	19	28	30	15	10	25	7.6%
60～64歳	9	12	8	12	21	13	13	26	7.9%
65～69歳	0	1	7	11	20	8	7	15	4.5%
70～74歳	1	2	3	6	3	4	3	7	2.1%
75～79歳	1	3	2	5	5	2	1	3	0.9%
80歳～	1	1	1	5	3	1	0	1	0.3%
不明	0	0	0	1	1	1	0	1	0.3%
計	208	199	276	373	327	211	120	331	100%

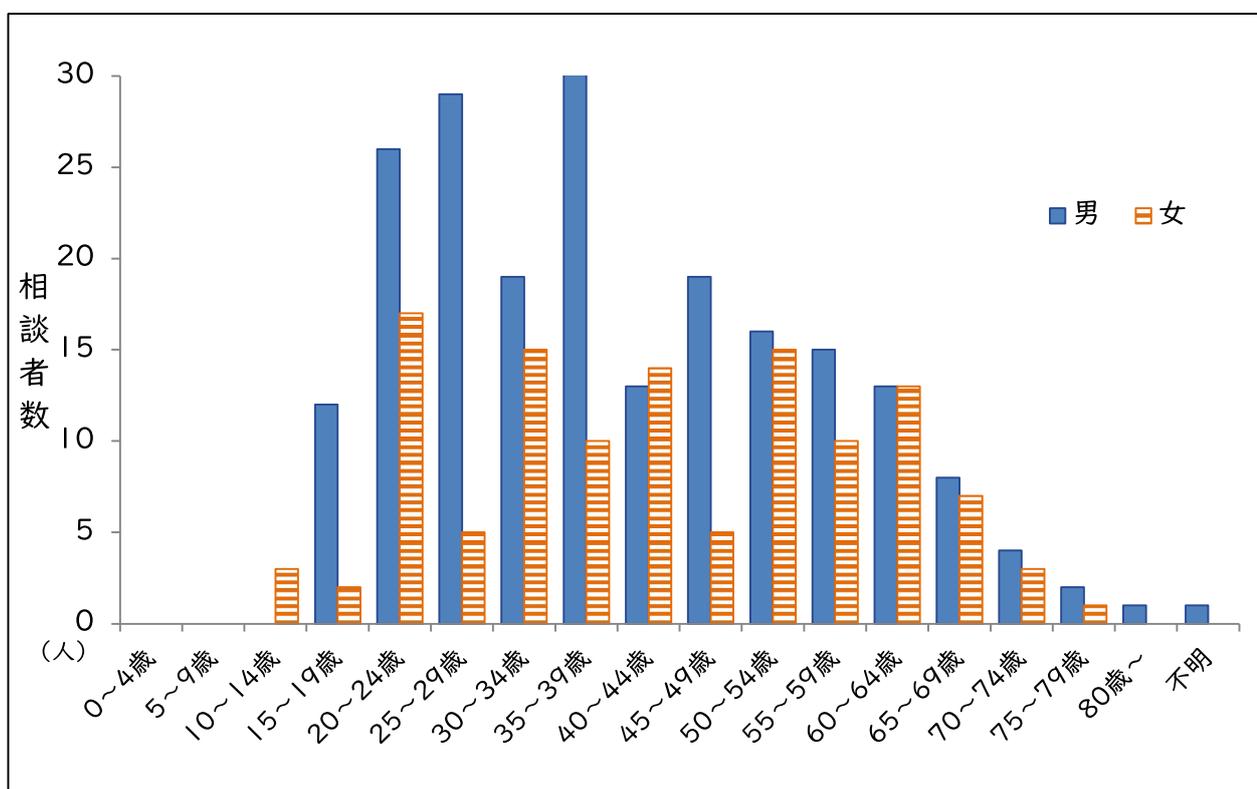


図4 相談者の年齢分布 (R3年度)

## ④相談対象本人の状態

(実人数)

本人の状態	30年度	元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
治療に関すること	20	18	35	48	34	26
家族関係の悩み	12	7	7	36	24	11
ひきこもり（とじこもり）	92	70	112	123	115	128
対人関係の悩み	12	8	3	6	4	3
人生・生活問題	19	22	40	65	63	63
社会復帰に関すること	19	37	44	27	31	46
社会資源の情報を求めて（H22～）	2	1	2	6	16	9
職場の悩み	8	7	7	2	3	6
不登校	2	4	2	0	2	1
就労問題（H22～）	5	3	8	11	3	2
身体的訴え（不眠、食欲不振他）	4	2	1	4	1	0
性格の悩み	0	1	0	0	2	1
家庭内暴力	1	0	0	2	1	1
無気力	1	0	0	0	1	1
発達障害(H22～)	1	0	0	3	1	2
自殺念慮（関連）	2	5	3	3	3	2
結婚・離婚問題	0	1	1	1	2	0
恋愛問題	0	0	0	1	1	1
性の悩み	1	0	0	2	0	0
非行	0	0	0	0	0	0
金銭問題	2	3	2	19	9	8
近所への迷惑行為（H22～）	0	0	1	0	2	1
育児の悩み（虐待を含む）	0	0	0	1	2	0
宗教問題	0	0	0	0	0	0
自殺者の遺族（H23～）	0	0	0	0	0	1
震災関連（H23～）	0	0	0	0	0	0
その他	5	10	8	13	7	18
計	208	199	276	373	327	331

⑤登録者の居住地

市町名		実数（人）	割合（％）
嶺北	福井市	161	48.6%
	大野市	9	2.7%
	勝山市	2	0.6%
	鯖江市	23	6.9%
	あわら市	7	2.1%
	越前市	26	7.9%
	坂井市	18	5.4%
嶺南	永平寺町	6	1.8%
	池田町	0	0.0%
	南越前町	1	0.3%
	越前町	11	3.3%
	町計	10	3.0%

市町名		実数（人）	割合（％）
嶺南	敦賀市	31	9.4%
	小浜市	12	3.6%
	美浜町	4	1.2%
	高浜町	5	1.5%
	おおい町	2	0.6%
	若狭町	5	1.5%
	県外	6	1.8%
不明	2	0.6%	
総計	331	100%	

※概数処理のため、各市町の割合総計は厳密には100%にはならない。

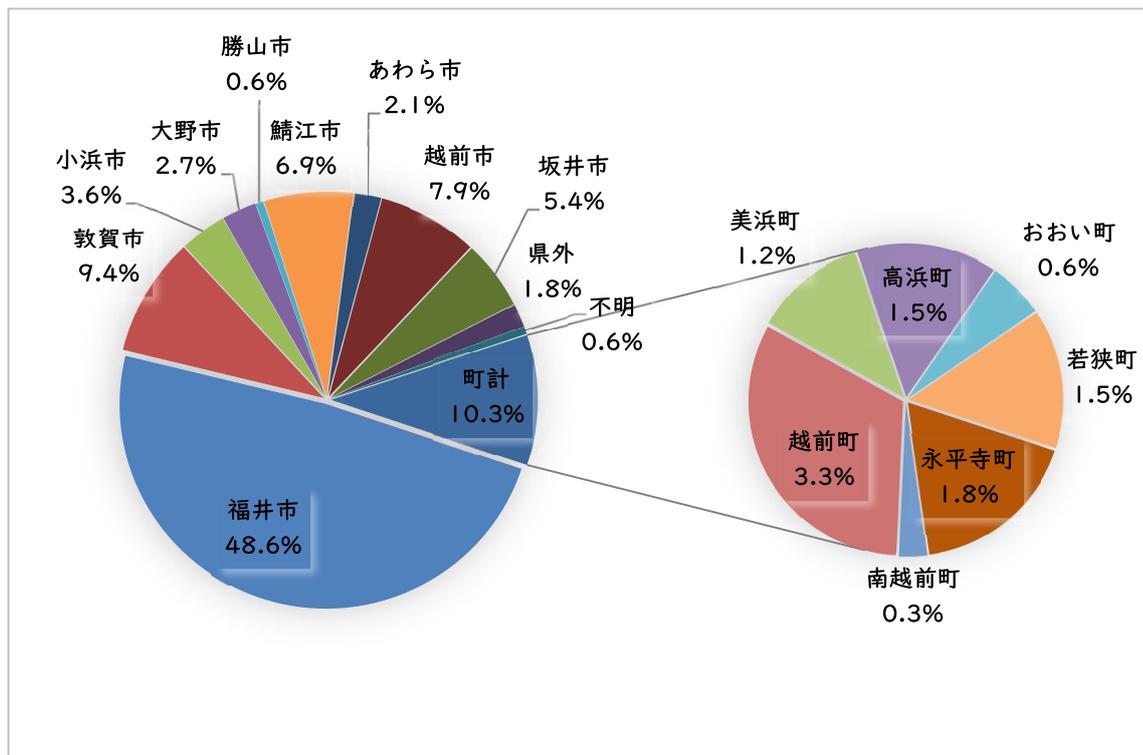


図5 相談者の居住地別割合

・当所は県庁所在地である福井市に位置するため、嶺北管内在住者からの相談が多くを占め、約半数は福井市内在住者からの相談であった。

⑥登録者の居住地（ひきこもり）

市町名		実数（人）	割合（％）
嶺	福井市	58	41.1%
	大野市	5	3.5%
	勝山市	1	0.7%
	鯖江市	6	4.3%
	あわら市	2	1.4%
	越前市	8	5.7%
	坂井市	6	4.3%
北	永平寺町	2	1.4%
	池田町	0	0.0%
	南越前町	1	0.7%
	越前町	4	2.8%

市町名		実数（人）	割合（％）
嶺南	敦賀市	18	12.8%
	小浜市	12	8.5%
	美浜町	5	3.5%
	高浜町	5	3.5%
	おおい町	2	1.4%
	若狭町	6	4.3%
	県外	0	0.0%
不明	0	0.0%	
総計	141	100%	

※概数処理のため、各市町の割合総計は厳密には100%にはならない。

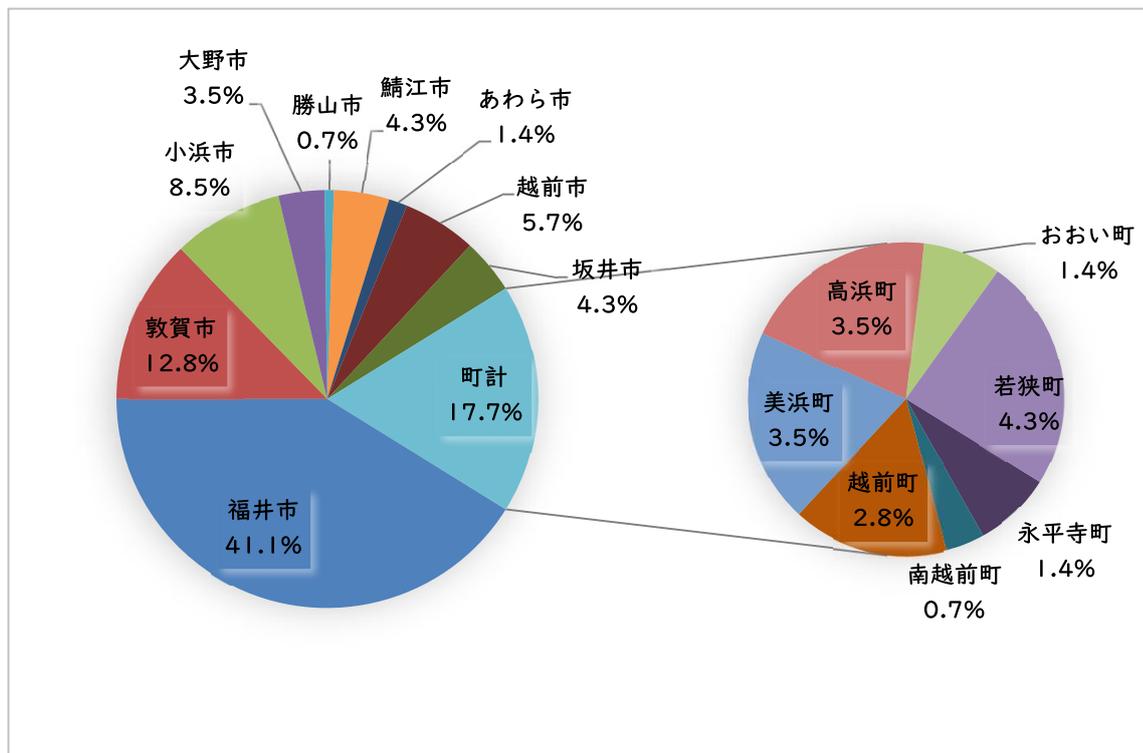


図6 ひきこもり相談者の居住地別割合

## (5)組織育成

	回数	延参加者数
精神保健福祉協会	1	11
その他	164	1052
計	165	1,063

## (6)特定相談指導事業

## ① アディクションを考えるセミナー（アルコール・薬物・ギャンブルなど）

日時	第1水曜日 14:00～15:30
参加数	12回 延252名

## ② 依存症回復プログラム(アルコール・薬物・ギャンブルなど)

日時	毎週金曜日 15:30～17:00
参加数	34回 延213名

## ③ 依存症家族教室(アルコール・薬物・ギャンブルなど)

日時	隔月第3水曜日 13:30～15:00
参加数	6回 延33名

## ④ アルコール関連問題研修会

日時場所	内容	参加者
令和5年12月8日 (金) 対面開催	講演 「依存症の根底にあるもの ～家族支援を考える～」 講師 Healing & Recovery Institute 所長 飯盛会 倉光病院 アドバイザー 水澤 都加佐 氏 (カウンセラー)	57名

## (7) ひきこもり地域支援センター事業

## ① 教育研修

## ひきこもり支援関係機関職員研修会

日時場所	内容	参加者
令和5年4月26日(水) オンライン開催	「はじめて学ぶシリーズ① ひきこもりの基本的理解」 講師 ひきこもり地域支援センター職員	73名 (関係機関職員)
令和5年5月30日(火) オンライン開催	「はじめて学ぶシリーズ② 家族への相談対応方法について ～回復への道筋の示し方～」 講師 ひきこもり地域支援センター職員	107名 (関係機関職員)
令和5年6月30日(金) オンライン開催	「はじめて学ぶシリーズ③ 家族への相談対応方法について ～家族への具体的な対応方法の示し方～」 講師 ひきこもり地域支援センター職員	88名 (関係機関職員)
令和5年10月25日(水) オンライン開催	「坂井市におけるひきこもり支援等の取り組み」 講師 坂井市 福祉総合相談課 社会福祉士 斉藤 正晃 氏	80名 (関係機関職員)

ひきこもり・不登校学習会

日 時 場 所	内 容	参加者
令和5年11月22日（水） 福井県自治会館	「"8050問題"の本当の原因とは？ 親子共倒れにならないために今できること」 講師 NPO法人 KHJ全国ひきこもり家族会 連合会 副理事長/ジャーナリスト 池上 正樹 氏	95名 (関係機関職員・家族等)

② 組織育成

	回 数	延参加者数
本人の会	22	89
フリースペース	111	504
所外体験学習	5	27
ひきこもり親の会	34	229

(8) 精神医療審査会

① 定期の報告

(単位：件)

	医療保護 入院届	定期病状報告		合 計	
		医療保護 入院	措置 入院		
審 査 件 数	1,698	530	3	2,231	
審 査 結 果	現在の入院形態が適当	1,698	530	3	2,231
	他の入院形態への移行が適当	0	0	0	0
	入院継続不要	0	0	0	0

②退院等の請求の審査

(単位：件)

		退院請求		処遇改善請求		
		医療保護 入院	措置入院	任意 入院	医療 保護 入院	措置 入院
請 求 件 数		8	2	1	0	0
審 査 件 数		8	1	1	0	0
審 査 結 果	現在の入院、処遇は適当	6	1	0	0	0
	他の入院形態への移行が適当、 処遇不適當	2	0	1	0	0
	入院継続不要	0	0	0	0	0

(9) 精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療受給者証（精神通院）交付者数

①精神障害者保健福祉手帳交付者数

(年度推移)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	359	355	343	341	334
2級	4,905	5,093	5,477	5,743	6,105
3級	1,799	1,839	1,954	2,067	2,216
合計	7,063	7,287	7,774	8,151	8,655

(今年度内訳)

R6. 3. 31現在

市 町	合 計	内 訳		
		1級	2級	3級
福井市	3,242	121	2,209	912
永平寺町	178	5	123	50
福井HWC管内	3,420	126	2,332	962
あわら市	295	10	212	73
坂井市	958	41	641	276
坂井HWC管内	1,253	51	853	349
大野市	445	21	319	105
勝山市	338	21	247	70
奥越HWC管内	783	42	566	175
鯖江市	787	20	555	212
越前市	821	26	602	193
池田町	34	3	16	15
南越前町	199	4	148	47
越前町	90	3	70	17
丹南HWC管内	1,931	56	1,391	484
敦賀市	697	33	540	124
美浜町	100	7	69	24
二州HWC管内	797	40	609	148
小浜市	240	9	185	46
高浜町	66	3	50	13
おおい町	57	3	37	17
若狭町	108	4	82	22
若狭HWC管内	471	19	354	98
合 計	8,655	334	6,105	2,216

②自立支援医療受給者証（精神通院）交付者数

年度末集計

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福井市	4,862	4,157	5,636	5,690	6,044
永平寺町	253	194	284	298	326
福井HWC管内	5,115	4,351	5,920	5,988	6,370
あわら市	442	349	509	495	531
坂井市	1,396	946	1,592	1,660	1,812
坂井HWC管内	1,838	1,295	2,101	2,155	2,343
大野市	641	533	714	725	752
勝山市	490	428	517	540	575
奥越HWC管内	1,131	961	1,231	1,265	1,327
鯖江市	1,194	991	1,335	1,412	1,481
越前市	1,495	1,020	1,695	1,745	1,909
池田町	45	36	45	44	46
南越前町	139	104	356	374	392
越前町	326	286	164	156	182
丹南HWC管内	3,199	2,437	3,595	3,731	4,010
敦賀市	1,011	685	1,072	1,092	1,128
美浜町	121	60	130	141	147
二州HWC管内	1,132	745	1,202	1,233	1,275
小浜市	373	195	386	344	413
高浜町	91	69	102	101	99
おおい町	75	36	71	72	79
若狭町	145	79	161	154	168
若狭HWC管内	684	379	720	671	759
<b>合 計</b>	<b>13,099</b>	<b>10,168</b>	<b>14,769</b>	<b>15,043</b>	<b>16,084</b>

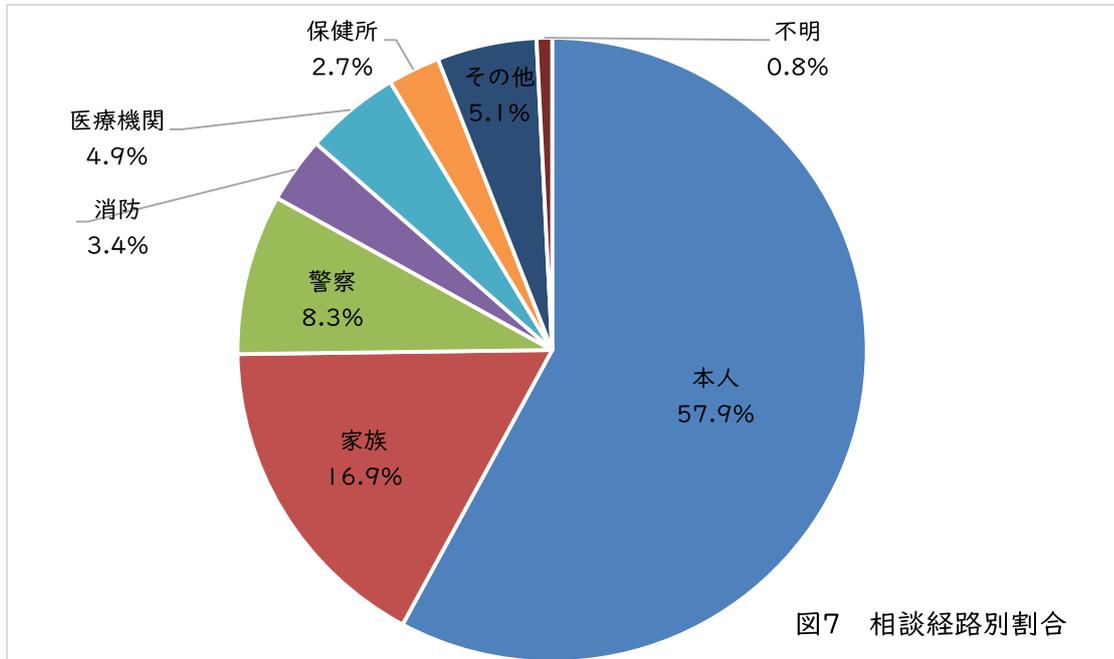
※令和2年度の所持者数については、新型コロナウイルス感染症対応を受け、更新手続きを行わなかった者の数を含めないため、参考値

(10) 精神科救急情報センター

① 相談（経路別）件数

(単位：件)

	本人	家族	警察 (通報含)	消防	医療機関			保健所	その他	不明	合計
					精神科 病院	精神科ク ニッ	一般 病院				
件数	949	277	136	56	24	16	40	44	84	13	1,639
割合	57.9%	16.9%	8.3%	3.4%	1.5%	1.0%	2.4%	2.7%	5.1%	0.8%	100%



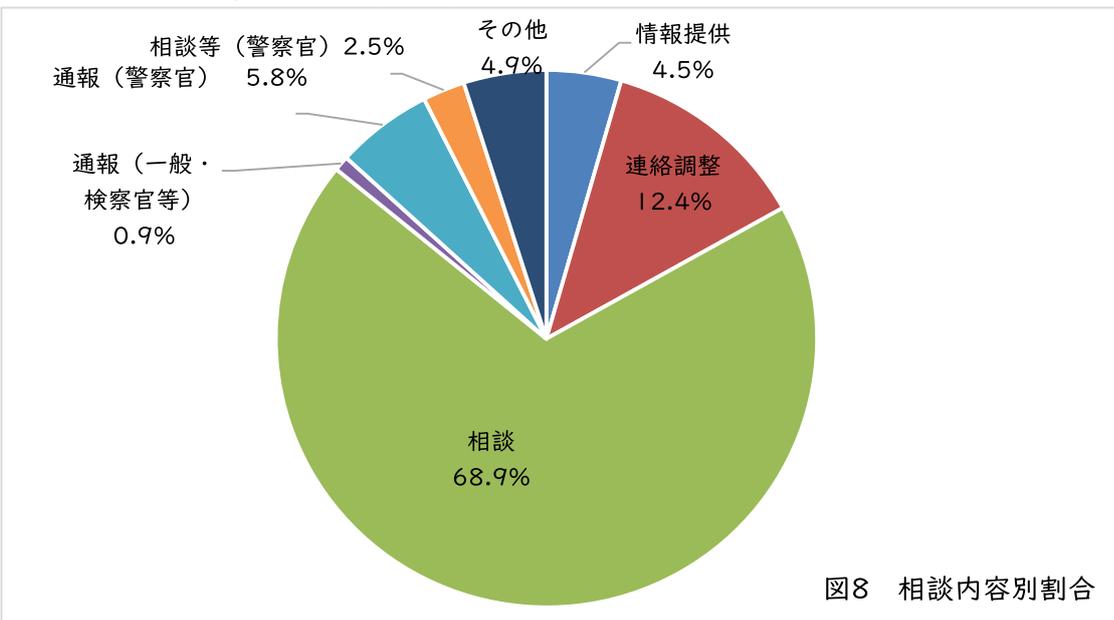
② 相談（内容別）件数

(単位：件)

	情報 提供 ※	連絡調 整※	相談	通報（一般・検察官等）				警察官		その他	合計
				22条	24条	25条	26条	23条	相談 等		
件数	73	204	1,129	7	9	0	0	95	41	81	1,639
割合	4.5%	12.4%	68.9%	0.4%	0.5%	0.0%	0.0%	5.8%	2.5%	4.9%	100%

※情報提供：問合せ、病院を紹介してほしい

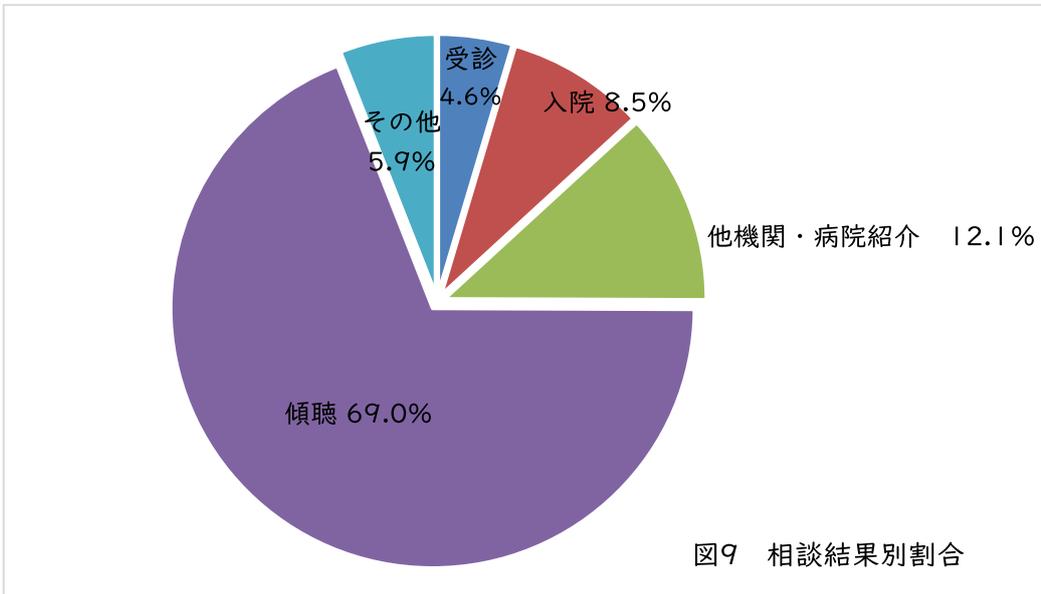
※連絡調整：受け入れ病院を調整してほしい



③相談（結果別）件数

（単位：件）

	受診	入院	他機関・病院紹介	内訳					傾聴・助言	その他	合計
				保健所	ホットサポート	医療機関	自助グループ	その他			
件数	75	140	196	19	34	128	1	14	1,131	97	1,639
割合	4.6%	8.5%	12.0%	1.2%	2.1%	7.8%	0.1%	0.9%	69.0%	5.9%	100%



④通報後の対応

（単位：件）

	要措置	一次で措置不要	二次で措置不要	調査のみ等	合計
件数	51	24	4	32	111
割合	45.9%	21.6%	3.6%	28.8%	100%

